平成２３年（フ）第８号
山口県下関市豊浦町大字川棚1505番地６　メゾン・ルミエールＦ102号、前住所山口県下関市豊浦町大字小串４番地33
債務者　榎頭　重徳
１　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第９号
山口県下関市伊倉本町14番16号、前住所山口県下関市上新地町２丁目３番６号
債務者　黒澤　博一
１　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
山口県下関市一の宮町４丁目８番28号　グリーンタウンみわ６号、前住所山口県下関市前勝谷町９番21号
債務者　田邉　由華
１　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５２４号
宮崎市高洲町244番地８　カーサフレグランス102号
債務者　原田　辰郎
１　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１号
宮崎市田野町甲4677番地４
債務者　大野　　誠
１　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２号
宮崎県串間市大字南方994番地10、前住所宮崎県串間市大字西方5713番地８
債務者　酒井　美香
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
宮崎県都城市花繰町38号13番地　コーポホープ205、前住所鹿児島県志布志市松山町新橋5869番地４
債務者　大迫美保子
１　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１６２号
鹿児島県鹿屋市野里町5018―３、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市祓川町4073番地５
債務者　浮波　英久
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
鹿児島県鹿屋市上谷町８番33号　亀鶴城ハイツ103号
債務者　吉﨑　　弘
１　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第８号
鹿児島県志布志市志布志町安楽192―16、住民票上の住所佐賀県鳥栖市轟木町1526番地１メゾンウィロー103
債務者　吉冨　美穂（旧姓川良）
１　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第５号
宮城県登米市豊里町後沢田40番地２
債務者　加藤　和也
１　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第３７４号
福島県田村郡小野町大字飯豊字五反田２番地の２
債務者　横澤　和夫
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第８号
福島県郡山市神明町16番12号
債務者　星　　聖子（旧姓白戸・橋本）
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
長野県東御市滋野乙2160番地３　東信ハイツＥ202、前住所東京都あきる野市瀬戸岡422番地
債務者　齊藤　　登
１　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第６号
長野県小県郡青木村大字田沢836番地、前住所神奈川県鎌倉市浄明寺２丁目10番41号
債務者　本松理千子
１　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１２号
広島県呉市阿賀中央７丁目５番31号
債務者　宮本　幸美
１　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
広島地方裁判所呉支部